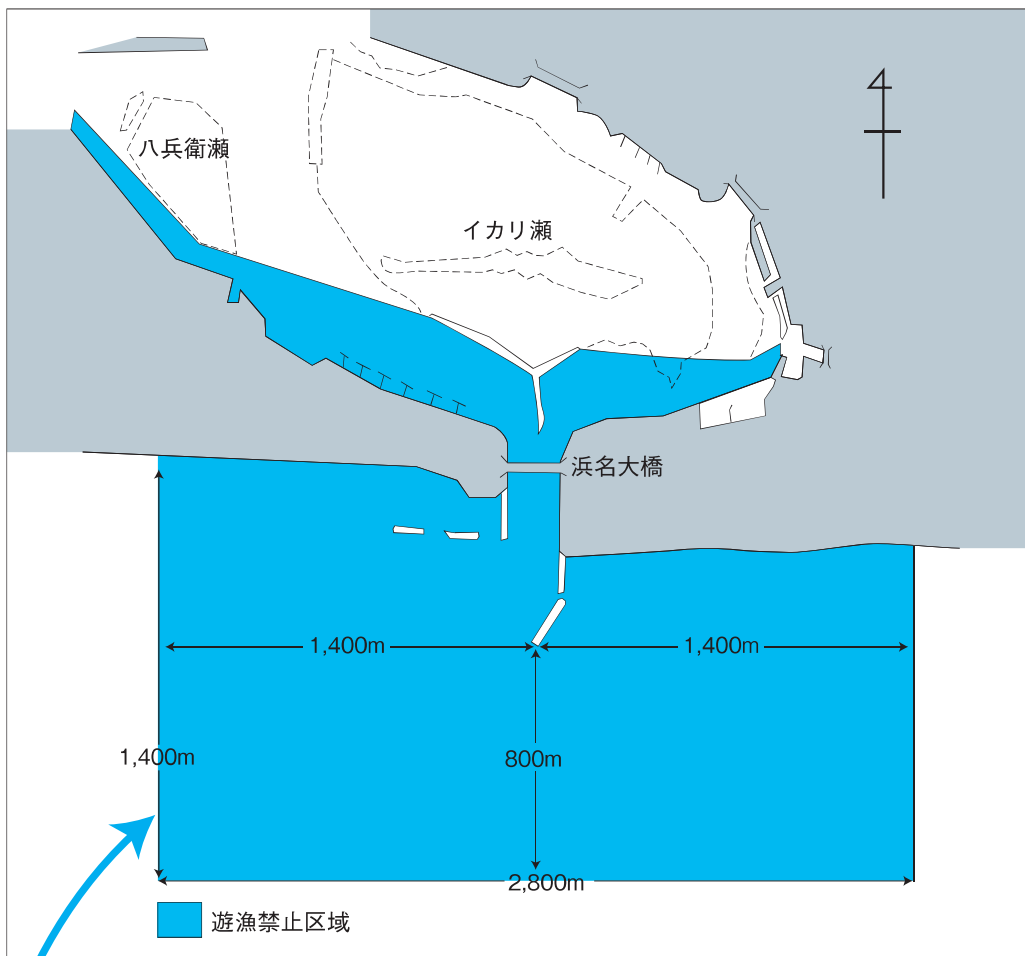


申し合わせ

【浜名地区関係団体】 今切口遊漁禁止水域

1. 遊漁船は、遊漁禁止水域（A図参照）内で遊漁をしないこと。
2. 今切口は出入りをする漁船は、遊漁船が遊漁禁止水域（A図参照）内で遊漁をしている場合には、危険防止のため当該遊漁船を注意し直ちに退去するよう指導すること。
3. 一本釣り漁船は、今切口付近の危険防止のため入船の死角となる水域を釣りの禁止水域とし操業しないものとする。（舞阪側は切れ堤より沖合（B図参照）、新居側は南の突堤付近（B図参照））
4. 一本釣り漁船は、今切口付近で操業する場合には必ず監視船を設けること。なお、監視船には監視旗を掲げること。
5. 一本釣り漁船は、今切口を出入りをする漁船を確認した場合にはすみやかに安全水域に移動すること。
6. 一本釣り漁船は、釣り標旗をデッキから1 m以上の高さの見易いところに必ず掲げること。なお標旗のないものは釣りを禁止する。
7. 一本釣り漁船は、夜間操業する場合には航海灯等の灯をつけること。
8. 一本釣り漁船、船曳網漁船及びに着火漁船は、今切口を出入りする場合には、事故防止のために万全の注意を払わなければならない。
9. 遊漁船の遊漁禁止水域において、この申し合わせ事項に違反して起きた海難事故については、船曳網組合・着火組合では一切の責任は持たないものとする。
10. (略)
※このほかにも、各地区によって慣習や申し合わせがありますので注意して操業しましょう。

<A図>



<B図>

